

企業関連主要法令の最近の動向

企業活動に関わる様々な法令は、近年経済情勢や社会環境の急速な変化を反映して、改正が相次いでいる。ここでは、会社法及び金融商品取引法を除く主要法令と法令に基づく指針などの最近の動きを簡単にまとめた。

1. 独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）

○不公正な取引方法（2 条 9 項、19 条）

公正な競争を確保するために、公正な競争を阻害するおそれのある行為を不公正な取引方法として禁止しているが、この行為類型は告示により 16 の類型が定められている。この中で「**優越的地位の濫用**」は、「事業者が取引上の地位が優越していることを利用して、取引の相手方に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること」とされ、排除措置命令に加えて課徴金納付命令が出されるケースが増加しているので、とくに注意が必要である。

具体的には、一方的な押しつけ販売、協賛金の負担要請、従業員の派遣要請、売れ残り品返品などがこれに該当するとされる（ガイドライン「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成 22 年 11 月）参照）。

*優越的地位の濫用

- ・株式会社ダイレックスに対する排除措置命令と課徴金納付命令（公取委 平成 26・6・5）
＜特定の納入業者に対する新規開店等に係る従業員の不当使用等 課徴金約 13 億円＞

○**審判制度の廃止**： 排除措置命令や課徴金納付命令に不服な場合、事業者は審判で処分の可否を争うことができ、公正取引委員会がこの審判を行い決定していたが、平成 25 年 12 月の独禁法改正によりこの制度は廃止された（平成 27 年 4 月 1 日施行）。これに伴い、事業者が公正取引委員会の命令に不服な場合、取消訴訟を東京地方裁判所に提起することとなった（85 条 1 号）。

2. 不正競争防止法

○主な改正の経緯

昭和 9 年に制定された法律であるが、平成 5 年に全面改正された。その後は頻繁に改正が行われ、平成 17 年の改正により営業秘密の保護・罰則強化、模倣品・海賊版対策の強化、平成 21 年の改正により**営業秘密侵害罪**に関する目的要件の変更や営業秘密の不正取得に対する刑事罰の対象範囲の拡大、さらに平成 23 年 6 月の改正により、同罪の刑事訴訟審理において営業秘密の保護を図るための措置（営業秘密秘匿決定など）の導入や技術的制限手段（違法コピー防止技術など）を回避する装置に対する刑事罰の導入などが行われた。

- ・平成 27 年 7 月改正（平成 28 年 1 月 1 日施行）

海外企業への流出など情報漏えいの問題が深刻化していることから、罰金刑の引き上げ（個人 1000 万円以下→2000 万円以下、法人 3 億円以下→5 億円以下）、非親告罪化、営業秘密侵害品の譲渡・

輸出入等の処罰化、未遂行為の処罰化、国外犯の処罰化等の改正を行った。

○営業秘密の侵害

営業秘密の侵害行為とは、窃取、詐欺等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、又は開示する行為などをいう（2条1項4号）。また、営業秘密とは、企業が保有する生産方法、販売方法などに関わる機密情報のうち、次の3要件を全て満たすものをいう（2条6項）。

① 秘密として管理されていること（秘密管理性）

- ・ 情報にアクセスできる者を制限すること（アクセス制限）
- ・ 情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること（客観的認識可能性）

② 事業活動に有用な情報であること（有用性）

③ 公然と知られていないこと（非公知性） 保有者の管理下以外では、一般に入手できないこと
※経済産業省は、営業秘密管理の意義、情報の管理方法、管理体制を構築する場合の手順などをまとめた「**営業秘密管理指針**」（平成27年1月全面改訂）を公表している。また平成28年2月には、「**秘密情報の保護ハンドブックー企業価値向上に向けてー**」を公表した。企業としては、営業秘密としての保護を受けるため、上記指針などを参考として組織的・技術的管理、人的管理及び組織的管理の3つの観点から成る情報管理体制を構築するとともに、社内規則の見直しなどが欠かせなくなっている。

○外国公務員等に対する贈賄の禁止（18条）

「OECD外国公務員贈賄防止条約」を受けて、設けられた規定であり、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、外国公務員等に、その職務行為の見返りとして、金銭その他の利益を供与すること又はその申込みや約束することを禁止している。なお、経済産業省は、従来から「**外国公務員贈賄防止指針**」を公表しているが、平成27年7月30日に改訂された新指針では、法解釈の明確化や企業における防止体制の強化のための具体的な取り組み事例をその内容としており、必読である。

- ・ インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける鉄道事業を巡る贈賄事件（東京地裁平成27年2月） 一日本交通技術の元社長ら3名による鉄道公社関係者等に対する贈賄―
＜元社長 懲役2年、元国際部長 懲役3年、元経理担当取締役 懲役2年6月（いずれも執行猶予3年～4年）； 法人 罰金9000万円＞

3. 個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）

○個人情報取扱事業者

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものとされ（2条1項）、個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している民間事業者であり、個人情報保護の義務を負う。個人情報データを構成する個人の数が、過去6か月以内のすべての日において5000以下の事業者は除外される（平成27年改正でこの除外は廃止）。

事業者の場合、管理体制構築にあたっては「**個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン**」（経済産業省、厚生労働省 最終改正平成26年12月12日）が参考となる。

*ベネッセに対する34条1項に基づく勧告（経産省 平成26・9・26）＜再発防止に向けた実施

体制の明確化及び情報セキュリティ対策の具体化＞

○平成 27 年改正の主な内容（平成 27 年 9 月 9 日公布、2 年以内の施行）

- ・個人情報の定義の明確化（特定の個人の身体的特徴を変換したのも該当する）
- ・匿名加工情報の利用制限の緩和
- ・個人情報の第三者提供に関わる記録の作成義務
- ・内閣府の外局として**個人情報保護委員会**の新設（これについては、平成 28 年 1 月 1 日施行。所管が消費者庁から個人情報保護委員会に移行）
- ・取り扱う個人情報 5000 以下の事業者も規制対象化 →中小企業も対象となる

○マイナンバー法

これは、正式には「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といい、平成 27 年 10 月 5 日に施行された。事業者は、税や社会保障に関する手続き書類に従業員のマイナンバーを記載して提出する必要があるため、マイナンバーの管理が必要となった。事業者には、マイナンバーを安全に管理するための体制構築、規程類の整備などが求められる。

4. 公益通報者保護法

平成 16 年 6 月に制定され、平成 18 年 4 月から施行された法律で、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等、並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めている。違反した事業者に対する行政処分や罰則は規定されていない。違反行為などの通報対象事実、保護要件及び罰則などについて現在消費者庁において見直しの検討が進められている。

また、事業者内部通報窓口の設置など内部通報制度の構築を促した「**公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン**」（平成 17 年 7 月 19 日 内閣府国民生活局）の見直しも進められているが、内部通報制度の実効性を高めるため、不祥事に關与しても通報すれば社内処分を減免することなどが盛り込まれる方向である。

- ・オリンパス社員引き抜き通報事件（東京地判 平成 22・1・15） ＜会社側勝訴＞
同事件（東京高判 平成 23・8・31） ＜通報した社員勝訴→制裁的な異動。通報の不利益取扱いを禁止した社内規定違反。異動無効、220 万円（請求は 1000 万円）の賠償命令＞
同事件（最判 平成 24・6・28） ＜上告棄却＞
→不当取扱いの損害賠償訴訟 平成 28 年 2 月和解 ＜原告配転認容、和解金 1100 万円＞
- ・秋田書店のケース ＜不適切表示（*）を告発し、懲戒解雇された社員が解雇無効の訴訟提起
平成 27 年 10 月東京地裁で和解 *消費者庁は、会社「雑誌掲載の懸賞当選者数を下回る景品類の提供」（優良誤認）として、景表法に基づく措置命令（平成 25 年 8 月）＞

5. 景品表示法（「不当景品類及び不当表示防止法」）

一般消費者の利益を保護するため、不当表示や過大な景品類の提供による顧客誘引を防止する。

（例）禁止されている不当な表示（4 条 1 項～3 項）

- ① 優良誤認表示 （例）セーターのカシミア 80%を 100%と表示 等
- ② 有利誤認表示 （例）運送料金「今なら半額！」→実際には常にその運賃 等

○景品表示法の改正

ア．平成 26 年 6 月改正（同年 12 月 1 日施行）

- ・事業者が講ずべき表示等の管理上の措置（7 条 1 項）

表示等に関わる体制整備（管理担当者の選定、法令遵守の方針等の明確化、表示等に関わる情報等の確認と共有、従業員への啓発等）→本項に関する指針（平成 26 年 11 月公表）

- ・監視指導体制の強化（12 条 11 項） 都道府県知事にも措置命令権限を付与

イ．平成 26 年 11 月改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- ・不当表示に関する課徴金制度の導入

課徴金は不当表示があった商品等の最長 3 年分の売上額に 3 % を乗じて算出（売上額 5000 万円未満の場合は対象外）。自主申告した場合は、1 / 2 に減額。

→「課徴金納付命令に対する考え方」（平成 28 年 1 月公表）

☆景品表示法違反事件において、課徴金の支払いなどにより会社に損害を与えた場合、表示等に関わる管理体制が不十分だとして、株主代表訴訟が提起される可能性が高くなっていることに注意する必要がある。

6．消費者契約法

○概要

消費者と事業者との契約や取引にあたって、両者の情報の質、量及び交渉力の格差に着目し、民事ルールを是正して消費者保護を図ることを目的としている（民法の特別法）。

ア．契約の取消しが可能となる場合（4 条） ①重要事項の不実告知、②断定的判断の提供、③不利益事実の故意の不告知、④契約勧誘の際の不退去、監禁による困惑

取消し可能期間：消費者が追認できるときから 6 か月以内、かつ契約締結から 5 年間（7 条）

イ．契約の一部が無効となる場合（8 条～10 条） 契約の中の「事業者の損害賠償責任をすべて免除する条項」、「消費者が支払う損害賠償額を予定する条項のうち平均的な損害額を超えるもの」などの不当な条項は無効

☆消費者との契約約款を作成する場合、無効とされる条項がないか点検する必要がある。

なお、改正法が平成 28 年 5 月に成立し、一部を除き平成 29 年 6 月 3 日に施行される。これは、アの取消し事由として過量な内容（大量商品購入契約）を追加、イの無効事由として事業者の債務不履行等の場合でも解除権を放棄させる条項を追加するなどの改正内容である。

○消費者団体訴訟制度と消費者集合訴訟法

消費者団体訴訟制度は、平成 19 年 6 月に消費者契約法に導入されたもので、消費者全体の利益を図るため、消費者に代わって、一定の消費者団体（**適格消費者団体**）に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めるものである（平成 21 年 4 月には、景品表示法、特定商取引法にも導入）。

また、**消費者集合訴訟法**は、多数の消費者に係る財産上の不利益を回復することを認める法律で、正式名称は「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（消費者裁判手続き特例法）である。平成 25 年 12 月に成立し、平成 28 年 10 月 1 日に施行される。この手続きは、まず適格消費者団体が訴訟を提起し、賠償義務ありの判決の場合被害を受けた消費者が参加して第 2 段階の個々の損害賠償額を確定する裁判手続きに移行するものである。リコール基準の明確化や製造業者と小売業者との情報共有・連携などの対応が必要とされる。

○特定商取引法（「特定商取引に関する法律」）

訪問販売や電話勧誘販売などトラブルを生じやすい特定の取引手法について、消費者の保護を図るため、不当な勧誘行為の禁止、広告規制、クーリングオフ制度などの取引ルールを定めている。

特定商取引法も平成 28 年 5 月に、悪質業者に対する行政権限の強化、電話勧誘販売における過量販売規制の導入などを内容とする改正法が成立した（施行は、公布の日（平成 28 年 6 月 3 日）から 1 年 6 か月以内の政令で定める日）。

7. 労働関連法令

○近年の主な法改正

① 労働契約法（平成 25 年 4 月 1 日施行）

- ・ 有期労働契約の無期労働契約への転換、不合理な労働条件の禁止 等
- ・ 「雇止め法理」の法定化（平成 24 年 8 月 10 日施行）

② 労働者派遣法（平成 27 年 9 月 30 日施行）

- ・ 全派遣事業の許可制、期間制限の変更（受け入れ原則 3 年、個人 3 年（全職種））
- ・ 派遣会社への派遣労働者のキャリアアップのための教育訓練の義務づけ 等
- ・ 違法派遣の場合の労働契約申込みみなし制度（24 年改正法、平成 27 年 10 月 1 日施行）

③ 高齢者雇用安定法（平成 25 年 4 月 1 日施行）

- ・ 「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止
- ・ 対象者を雇用する企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みの創設 等

④ 障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- ・ 障害者に対する差別の禁止、働く場での支障を改善するための配慮の提供義務
- ・ 障害者雇用率（2 %以上）の算定に精神障害者を追加（平成 30 年 4 月 1 日施行） 等

⑤ 労働安全衛生法（平成 26 年 6 月 25 日公布）

- ・ ストレスチェック及び面接指導の実施（平成 27 年 12 月 1 日施行）
- ・ 化学物質のリスクアセスメントの実施（平成 28 年 6 月 1 日施行）
- ・ 受動喫煙防止措置の努力義務（平成 27 年 6 月 1 日施行） 等

※ストレスチェック制度（66 条の 10） 省令・指針を平成 27 年 4 月公表

労働者の精神的健康の保持増進を図るための措置のひとつ

事業者の義務（50 人未満の事業者は努力義務）

- ・ 常用労働者に対する医師、保健師等による心理的負担の程度を把握するための措置の実施
- ・ 検査後一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導の実施

※化学物質のリスクアセスメント（57 条の 3、労働安全衛生規則 34 条の 2 の 7 及び 8）

一定の危険有害性のある化学物質（640 物質）について

- ・ 取り扱う全事業所におけるリスクアセスメントの実施の義務づけ
- ・ 譲渡提供時に容器などのラベル表示の義務づけ

⑥ 過労死等防止対策推進法（平成 26 年 11 月 1 日施行）

- ・ 過労死等の防止対策に関する大綱の制定（平成 27 年 7 月 24 日）
- ・ 過労死等防止対策推進協議会の設置 等

⑦ 女性活躍推進法（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 平成 27 年 9 月 4 日公布・施行）

- ・ 一般事業主行動計画の策定（平成 28 年 4 月 1 日施行） *省令平成 27 年 10 月 28 日公布
→従業員 301 人以上の企業は、平成 28 年 4 月 1 日までに、女性の活躍に関する状況（女性従業員の割合、平均勤続年数の男女差、女性管理職の割合など）を把握して課題を分析し、取組内容を定めた行動計画を策定・届出（地方労働局）・周知・公表しなければならない
- ・ 女性活躍加速化助成金の新設 等

⑧ パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）（改正法平成 27 年 4 月 1 日施行）

- ・ 通常の労働者と同視すべき短時間労働者の差別的取扱い禁止対象の拡大 等
（無期雇用契約の有無にかかわらず、職務内容及び人材活用の仕組みが通常の労働者と同一の短時間労働者への差別的取扱いを禁止）

8. その他の法令

（1）水質汚濁防止法（改正法平成 24 年 6 月 1 日施行）

トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染の未然防止のため、有害物質を使用・貯蔵している事業者は、その施設の構造を事前に都道府県知事に届け出るとともに、施設の構造基準の遵守・定期点検の義務を負う。

（2）フロン排出抑制法（「フロン回収・破壊法」を平成 25 年 6 月に改正、平成 27 年 4 月 1 日施行）

- ・ 業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者にフロン類の適切な管理（機器の点検、適切な修理、一定量以上の場合の漏えい量の報告、廃棄時の回収の徹底）の義務化
- ・ 指定製品製造業者のフロン類の種類などの表示義務（平成 27 年 10 月 1 日から） 等

（3）PCB 特別措置法（「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」）

PCB 含有機器（コンデンサ、変圧器、蛍光灯など）を保有する企業に対し、平成 39 年 3 月 31 日（当初は 28 年 7 月 14 日）までに無害化处理することを義務づけている。この処理を確実に進めるため、PCB 廃棄物処理基本計画の閣議決定、高濃度 PCB 廃棄物の処理の義務づけなどを内容とする一部改正法が平成 28 年 5 月に成立した（5 月 2 日公布、施行は 3 か月以内）。

（4）特許法

特許権は、特許庁に出願し、登録されれば 20 年間権利として保護される産業財産権の一つである。企業としては出願等を確実に行之、権利保有後も管理することが重要である。また、特許権については、会社の従業員による発明の場合、会社が対価を払って特許権を承継することが多いが、対価をめぐって裁判で争われるケースが増加しており、社内の「職務発明規程」の整備が必要である。

○特許法の改正（平成 27 年 7 月 10 日公布。平成 28 年 4 月 1 日施行）

会社（使用者）が、社内規則等であらかじめ特許を受ける権利が使用者が取得することを定めたときは、使用者に帰属する（35 条）。この場合、従業者等の発明者に「相当の利益」を付与しなければならない。合理的な「相当の利益」を定めるための指針の策定・公表を明記。

以上